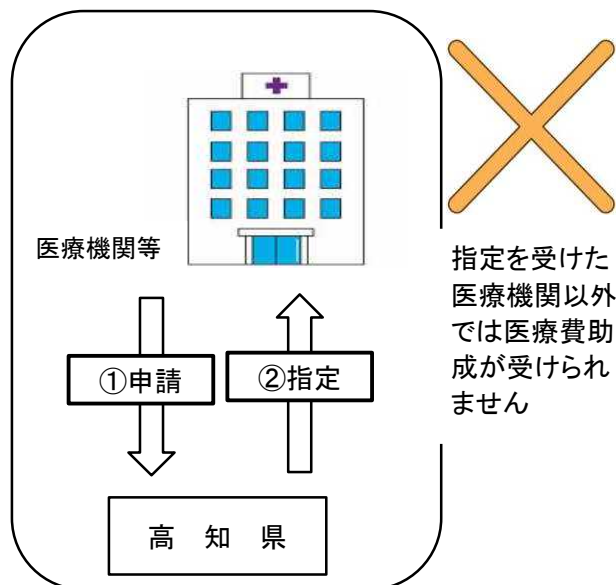


難病に関する医療費助成制度における 「指定医療機関」の指定申請手続きについて

○「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、難病に関する新たな医療費助成制度が実施されています。

○平成27年1月1日以降の新制度では、都道府県知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、指定難病患者の方が医療費助成を受けることができます（指定医療機関以外で受診された際の医療費については、医療費助成の対象となりません）。

○指定医療機関の指定を受けるためには、医療機関等からの申請の手続きが必要です。



指定医療機関の申請手続き

様式「特定医療費 指定医療機関 指定申請書」に必要事項を記載のうえ、提出してください。
(役員がいる医療機関等にあつては、(別紙1)「役員の氏名及び職名」を添付してください。)

【 提出先及び問い合わせ先 】

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県 健康政策部 健康対策課 難病担当あて

TEL 088-823-9678

指定医療機関の要件、責務

【要件】(法第14条)

1 次の(1)～(5)の医療機関等であること

- (1) 保険医療機関
- (2) 保険薬局
- (3) 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- (4) 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者(訪問看護事業者に限る)
- (5) 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護事業者に限る)

2 法第14条第2項で定める欠格事項(申請書裏面参照)に該当していないこと

3 高知県内に所在地をおく医療機関等であること

【責務】(法第16条～第18条)

1 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。

2 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

留意事項

○指定医療機関として指定された場合、高知県から申請者あてに指定通知を送付します。

○指定を行った指定機関の名称、所在地等を高知県がホームページ等で公表します。

○指定の有効期間は6年間です。有効期間の更新には更新手続きが必要です。

○指定医療機関は、当該指定医療機関の名称、所在地、その他申請書の記載事項について変更があったときは、変更手続きが必要です。